

# 内灘町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の人件費率
平成 30年度	人 26,750	千円 9,572,984	千円 81,097	千円 1,464,198	% 15.3	% 12.2

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
平成 30年度	人 176	千円 566,220	千円 112,900	千円 220,304	千円 899,424

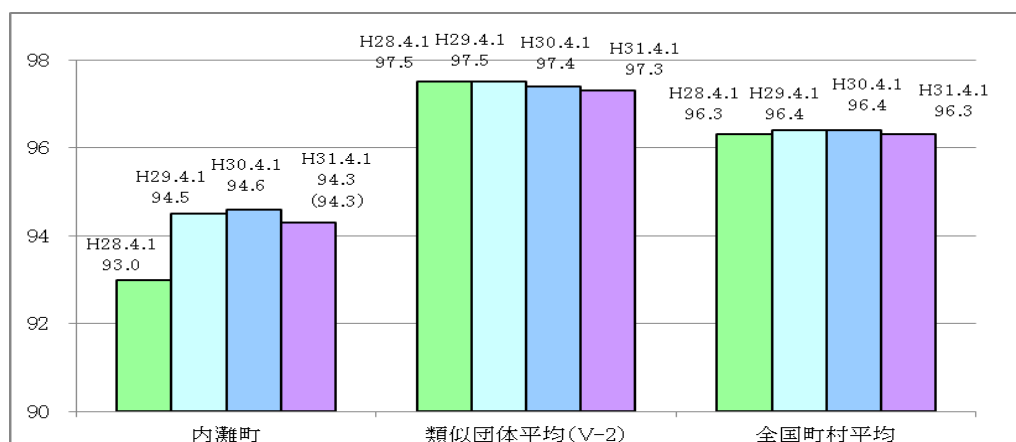
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,110	千円 5,792

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①近年の定年退職者増に伴い、職員の新規採用も多く、また若年階層での昇任昇格が多いため。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.6 % 引下げ、激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

※国は俸給表を 10 級まで使用しているが、内灘町では 6 級までの使用のため、平均見直し率が国よりも低くなっている。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 3% に対し、内灘町においても 3% を支給。見直し前後で変更なし。

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

#### (5) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
内灘町	39.0 歳	281,900 円	356,733 円	319,770 円
石川県	42.0 歳	319,984 円	399,291 円	353,936 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.3 歳	305,414 円	376,330 円	339,452 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		内 灘 町	石 川 県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	181,100円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	149,000円	148,600 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,233 円	296,267 円	*	*
	高校卒	—	—	—	—

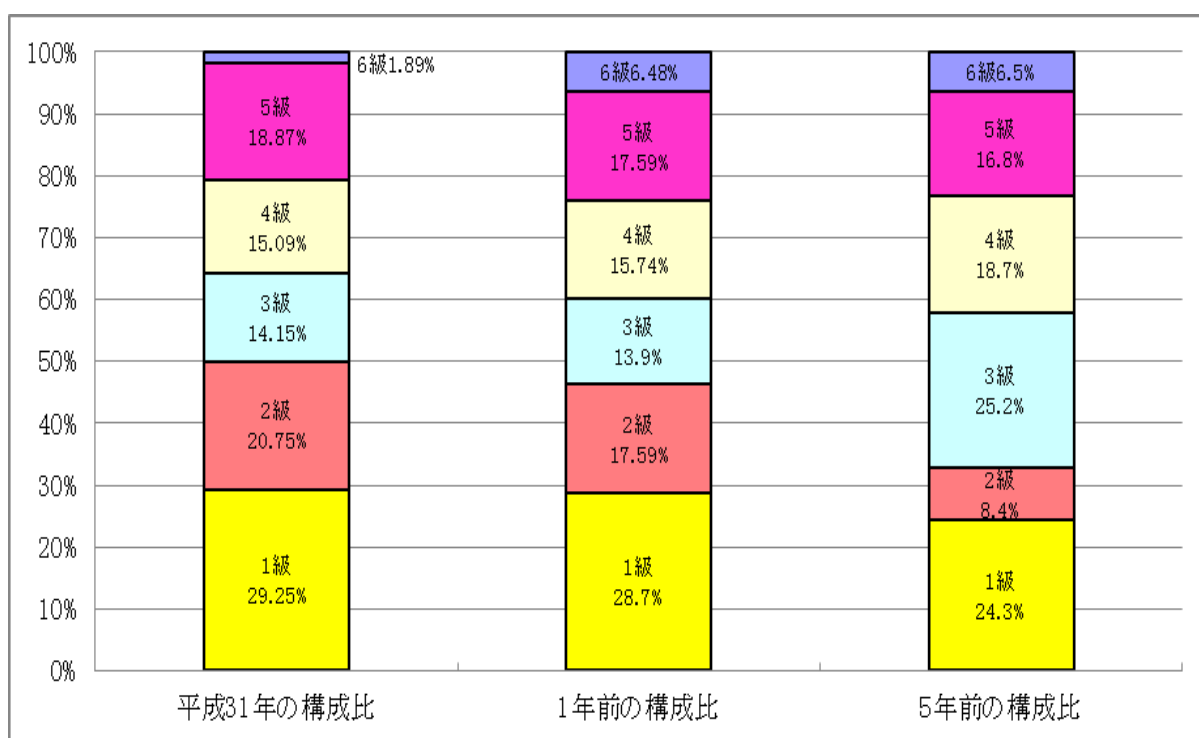
※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としている。その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン(—)」としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

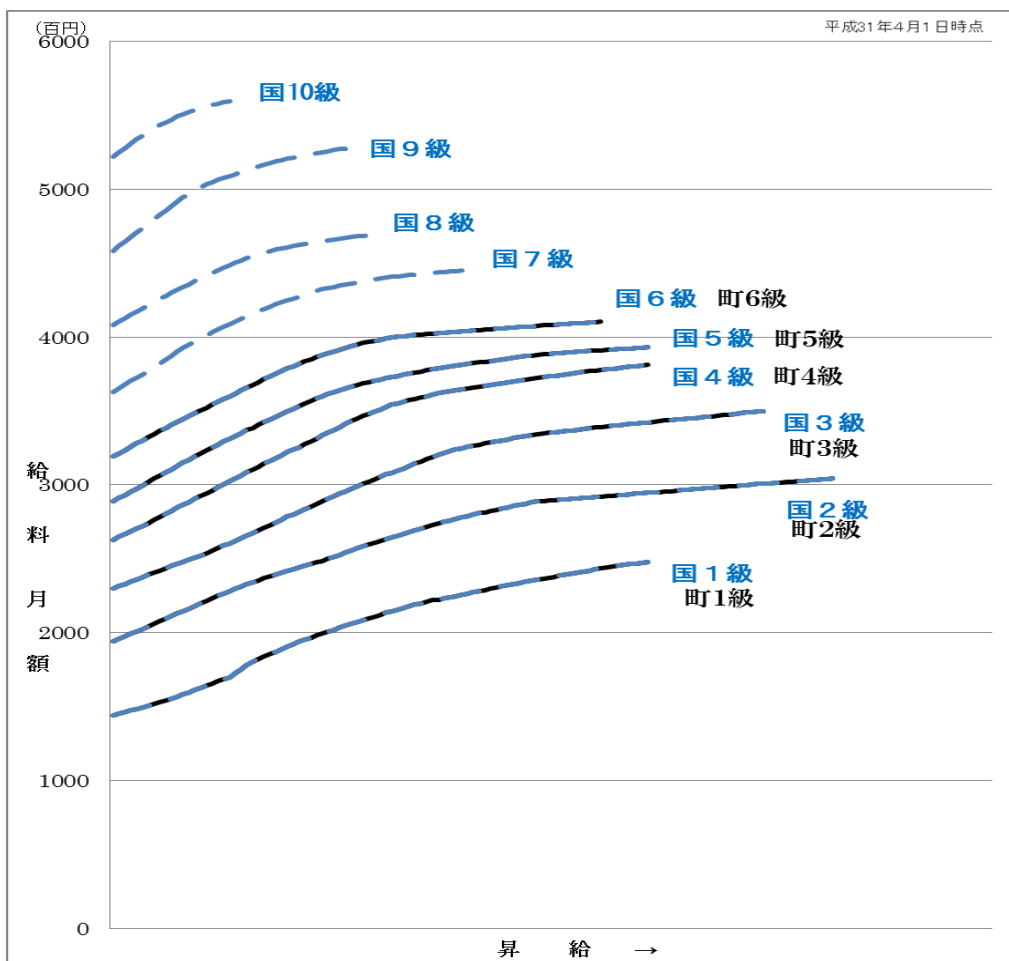
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長・担当部長	2人	1.89%	319,200円	410,200円
5級	課長	20人	18.87%	288,900円	393,000円
4級	副参事・課長補佐	16人	15.09%	263,000円	381,000円
3級	総括主査・主査	15人	14.15%	230,000円	350,000円
2級	主事	22人	20.75%	194,000円	304,200円
1級	主事	31人	29.25%	144,100円	247,600円

- (注) 1 内灘町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（内灘町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績があ る区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	石 川 県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,252 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,665 千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級3級～6級 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

内 灘 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（退職時特別昇給 無） 2～20%加算			・定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額		17,915 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		20,054 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		103,373 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
内灘町	3 %	191 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			平成30年度 支給実績なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			
手当の種類（手当数）			3 種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	公共用地の取得等のために行う交渉業務で、町長が困難であると認めるものに従事した職員	困難な用地交渉	日額 300円
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症が発生し又は発生するおそれのある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事した職員又は感染症の病原体の防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	日額 300円
行旅死亡人等の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員又は生活保護法の適用を受けている者が死亡した場合において、遺留金品の整理及び納骨に従事した職員	行旅死亡人等の遺留金品の整理納骨	1件につき 3,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	25,743 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	195 千円
支給実績（平成29年度決算）	33,983 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	180 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 6,500円</li> <li>・ 子 10,000円</li> <li>・ その他の扶養親族 6,500円</li> <li>・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円</li> </ul>	同	無	16,956 千円	221,398 円
住 居 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借家・貸間</li> <li>・ 家賃月額23,000円以下 ※家賃は10,000円を超えるもの 家賃月額 - 12,000円</li> <li>・ 家賃月額23,000円を超え54,000円未満 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>・ 家賃月額55,000円以上 27,000円</li> </ul>	同	無	7,824 千円	244,507 円
通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 片道2km未満 支給なし</li> <li>○ 交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円)</li> <li>○ 自動車等の利用者 (月額)</li> <li>片道5km未満 2,000円</li> <li>片道5km以上10km未満 4,200円</li> <li>片道10km以上15km未満 7,100円</li> <li>片道15km以上20km未満 10,000円</li> <li>片道20km以上25km未満 12,900円</li> <li>片道25km以上30km未満 15,800円</li> <li>片道30km以上35km未満 18,700円</li> <li>片道35km以上40km未満 21,600円</li> <li>片道40km以上45km未満 24,400円</li> <li>片道45km以上50km未満 26,200円</li> <li>片道50km以上55km未満 28,000円</li> <li>片道55km以上60km未満 29,800円</li> <li>片道60km以上 31,600円</li> </ul>	同	無	6,443 千円	47,098 円



管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 68,000円</li> <li>・ 担当部長 68,000円</li> <li>・ 課長 54,000円</li> <li>・ 担当課長 54,000円</li> <li>・ 副参事 36,000円</li> <li>・ 課長補佐（相当職含む） 31,500円</li> </ul>	—	—	33,952 千円	530,513 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100	—	—	7,931 千円	176,245円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 1時間当たり給与額の 25/100	—	—	1,246 千円	44,527 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円	同	無	2,138 千円	22,749 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—	12 千円	12,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	813,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 517,800 円
	副 町 長	662,000 円	760,000 円 / 384,000 円
報 酬	議 長	420,000 円	499,000 円 / 252,000 円
	副 議 長	368,000 円	430,000 円 / 202,000 円
	議会運営委員長	356,000 円	—
	常任委員長	356,000 円	—
	議 員	350,000 円	400,000 円 / 174,000 円
期 末 手 当	町 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分	
	副 町 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分	
	副 議 長	(平成30年度支給割合) 3.35 月分	

退職手当	町副町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		100分の583.7×給与月額(6月平均)×勤続期間(年)	18,981,924 円	任期ごと
	100分の303.7×給与月額(6月平均)×勤続期間(年)	8,041,976 円	任期ごと	
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

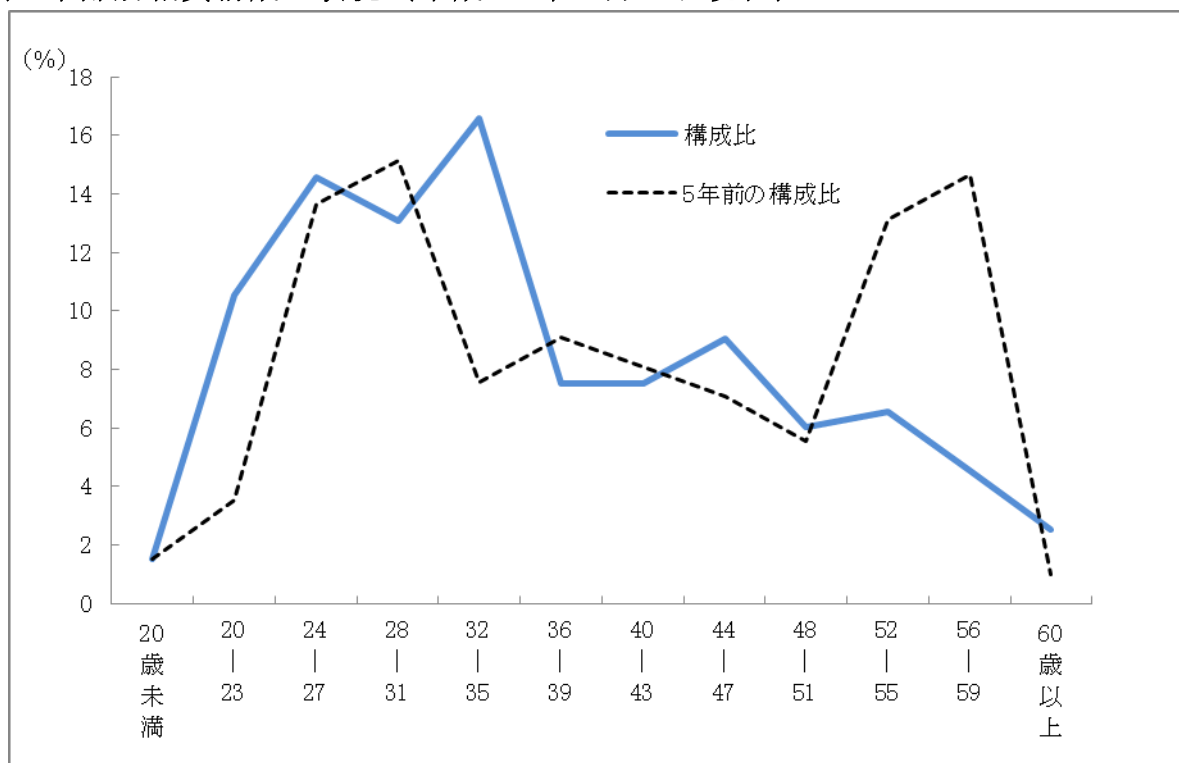
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 議 会	3	3	0	育休者調整、部長職の担当職務兼務課長による収納室長兼務 機構改革による課統合 観光部門強化、プレミアム付商品券事業退職不補充 <参考> 人口1万当たり職員数 45.98 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 51.08 人)
	一 総 務	33	31	△ 2	
	一 税 務	14	13	△ 1	
	一 民 生	41	41	0	
	一 衛 生	12	11	△ 1	
	一 行 働	0	0	0	
	一 農 林 水 産	4	4	0	
	一 商 工	4	7	3	
	一 土 木 ( 建 設 )	14	13	△ 1	
	部 門 計	125	123	△ 2	
部 門	教 育 部 門	18	18	0	<参考> 人口1万当たり職員数 65.42 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.10 人)
	消 防 部 門	33	34	1	
	小 計	176	175	△ 1	
公 営 企 業 等 部 門	水 道	4	4	0	育休者課付
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	13	15	2	
小 計	22	24	2		
合 計		198 [210]	199 [210]	1 [△ 0]	<参考> 人口1万当たり職員数 74.39 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	21人	29人	26人	33人	15人	15人	18人	12人	13人	9人	5人	199人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政		124	120	124	124	125	123	△1 (-0.8%)
教育		22	19	19	18	18	18	△4 (-18.2%)
消防		31	31	33	32	33	34	3 (9.7%)
普通会計計		177	170	176	174	176	175	△2 (-1.1%)
公営企業等会計計		22	21	21	22	22	24	2 (9.1%)
総合計		199	191	197	196	198	199	0 (0.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成29年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 30年度	千円 514,850	千円 17,821	千円 21,793	% 4.2	% 4.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 8,649 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 30年度	人 4	千円 14,106	千円 2,659	千円 5,926	千円 22,691	千円 5,672	千円 6,180

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 31 年 3 月 31 日現在の人数である。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
内 灘 町	35.8 歳	279,300 円	439,850 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

(注) 1 基本給とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当の合算である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	内灘町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,468 千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,252 千円
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (一)月分 (一)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級 3級～6級 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級 3級～6級 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

内 灘 町			内灘町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 （退職時特別昇給 無）		2～20% 加算	・定年前早期退職特例措置 （退職時特別昇給 無）		2～20% 加算
1人当たり平均支給額		— 千円	1人当たり平均支給額		17,915 千円

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成30年度決算）		468 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		117,227 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
内灘町	3 %	4 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成30年度決算）	平成 30 年度
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	支給実績なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	628 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	314 千円
支給実績（平成29年度決算）	502 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	251 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 6,500円</li> <li>・ 子 10,000円</li> <li>・ その他の扶養親族 6,500円</li> <li>・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円</li> </ul>	同	無	498 千円	249,000 円
住 居 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借家・貸間</li> <li>・ 家賃月額23,000円以下 ※家賃は10,000円を超えるもの 家賃月額－12,000円</li> <li>・ 家賃月額23,000円を超え54,000円未満 (家賃月額－23,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>・ 家賃月額55,000円以上 27,000円</li> </ul>	同	無	0 千円	0 円
通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 片道2km未満 支給なし</li> <li>○ 交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円)</li> <li>○ 自動車等の利用者(月額)</li> <li>片道5km未満 2,000円</li> <li>片道5km以上10km未満 4,200円</li> <li>片道10km以上15km未満 7,100円</li> <li>片道15km以上20km未満 10,000円</li> <li>片道20km以上25km未満 12,900円</li> <li>片道25km以上30km未満 15,800円</li> <li>片道30km以上35km未満 18,700円</li> <li>片道35km以上40km未満 21,600円</li> <li>片道40km以上45km未満 24,400円</li> <li>片道45km以上50km未満 26,200円</li> <li>片道50km以上55km未満 28,000円</li> <li>片道55km以上60km未満 29,800円</li> <li>片道60km以上 31,600円</li> </ul>	同	無	46 千円	46,668 円

管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部長 68,000円</li> <li>・ 担当部長 68,000円</li> <li>・ 課長 54,000円</li> <li>・ 担当課長 54,000円</li> <li>・ 副参事 36,000円</li> <li>・ 課長補佐（相当職含む） 31,500円</li> </ul>	—	—	1,026 千円	513,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100	—	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 1時間当たり給与額の 25/100	—	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—	0 千円	0 円